

教育実習を希望する方へ

教育実習の受入れについて

【条 件】

- ①教職に就業することを第一の志望とする者に限る。大学院等への進学を経たうえで教職に就くことを第一の志望としている者も含む。
- ②行動や言動、その他の要素等において、本校で教育実習をおこなうことが望ましくないと判断された場合、受入れを認めない。また、卒業生については本校在籍期間中の活動状況や賞罰等も受入れ可否の判断材料とする。
- ③教科ごとの定員数を超えて受け入れることはしない。
- ④各教科の受け入れ条件及び定員数は次の通り。但し、定員数はあくまで受け入れ可能人数の上限であり、年度によっては定員数を満たさず、受け入れ申請を締め切る場合がある。
国語・数学・英語：各科、定員は4名とする。
地歴公民：地歴・公民ともに教員免許を取得しようとする者を原則対象とする。どちらかの免許のみを取得しようとする者については人数的に余裕があった場合、審議して受入れを認める場合がある。定員は地歴と公民のそれぞれで3名とし、地歴公民併せて4名とする。
理科：定員は物理・化学・生物のそれぞれで2名とし、理科併せて4名とする。
保健・体育：定員は4名とする。
情報：定員は原則1名とする。
音楽：定員は原則1名とする。
美術：原則的には受け入れない。(要相談)
家庭：原則的には受け入れない。(要相談)
- ⑤教科内での実習科目については、実習生の専門を考慮するが、専門以外の科目を担当することもある。

【申請の流れ】

- ①実習年度の前年度4月1日から同月平日末日までの期間に、叡明高等学校に電話で、教育実習を希望する旨を伝える。そこで、面談の日時を決定する。
- ②決定した面談日時に来校し、面談をおこない教育実習申請書を提出する。
※印鑑・筆記用具持参。
※教育実習申請書（本校指定）は、こちらで用意します。
- ③申請期間終了後、教科ごとの希望人数をとりまとめ、面談の結果と教科の受け入れ可能定員を考慮したうえで、受入れ可否の判断をする。
- ④受入れ可否の結果については、同年6月2週目までに本校から教育実習希望者へ、個別に電話で連絡する。

【定員超過時の対応】

定員を超えた申請があった教科（科目）については、該当教科（科目）全員に、中学校に実習

受入れの打診をするように指示する。中学校での受け入れがかなわなかった学生のみ、本校での受け入れ判断の対象者とする。中学校への変更をおこなったうえでも受け入れ人数を超えてしまっている場合は、該当教科（科目）全員の受入れを認めないこととする。

【その他】

- ①叡明高等学校で受入れできなかった教育実習希望者については、浦和麗明高校での実習を促す場合がある。
- ②上記申請期間が終了したあとでの申請については、教育実習総数及び定数に達していない科目について、6月の平日末日までは受け付ける。但し、受入れ可能人数に達した時点で申請可能期間を終了とする。